常務理事	事務局長	部 長	課長	係 長	係

# 健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

(氏) (名) 字の (名) 字の 9.	令	和:	年 月	<b>∃</b> [	日提出							受 付	日付日	1		
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本		記号														
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本									7							
出名   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	提	事業所	=	_												
本業所   社会保険労務士の提出代行者印   社会保険労務士の提出代行者印   社会保険労務士の提出代行者印   社会保険労務士の提出代行者印   社会保険 法統行規則第の条の交流が定する   大名   電話番号   日   日   日   日   日   日   日   日   日																
日本																
		事業所									社会化	呆険労務	士の提出	出代行者印		
事業主 氏名																
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本																
電話番号 ( )      コ	11財															
			L													
金融		电前钳与		(		)										
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##													A T-	_	_	
世 保険保険組合理事長あて	曲												令和	牛	月	Н
任所   任所   任所   任		健康保険	組合理事	長あて												
氏名 電話 ( )   (元)		住所														
(代) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名	欄	12771														
## 号 ② (79)がけ) (名) (名) (名)   被保険者 (氏) (名)   (3)   (4		氏名									電話		(	)		
## 号 ② (7)助 f ) 被保険者 氏 名 ② (7)助 f ) (佐) (名 ) 生年月日 7.平成 9.令和		1														
被保険者 氏 名 (名) 被保険者 5.5昭和 7.7平成 9.2 年 月 日 1.7平成 9.2 本年月日 9.2 本経計 8.3 本												_				
(大)   (大		2				3			年	月	В					
(4) (フリカナ) (名) (名) 子の 9. 年 月 日 ⑤ 育児休業等 9. 年 月 日 ⑥ 育児休業等 9. 本年 月 日 『			(氏)		(名)			7.平成								_
(氏) (名) 子の (A) 子の (A			(7114*+)			(5)	工牛力口	9.令和	左	П		6		左	-	1 1
To   To   To   To   To   To   To   To		子の			(名)				+	, ,	н	育児休業等	J.		,	1
A								令和				終了年月日	令和			
A		7	支給月		② 通貨		⑦ 現物		⑦ 合計			8		ı.	,	
<ul> <li>被 保</li></ul>			月	В		円			PI PI		Ħ					円
及び																i i
名     報酬の方面       月     月     日     円     円     田																

○ **育児休業等終了時報酬月額変更届とは** 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。 ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

健	増	千円	入力	済・未
保				
使用	減	千円	随時	随時調整額
欄	差	千円	有	円

## この届書は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

育児休業等終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3カ月とも17日未満の場合は15日) ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の 『被保険者報酬月額変更届』(随時改定) とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

#### 記入方法

申出者欄 :月額変更に該当する被保険者の住所・氏名をご記入ください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を

確認するため、必ず被保険者本人が□に√を付してください。

また、右上にこの届書を被保険者が事業主に提出する日付をご記入ください。

①番号: 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

②被保険者氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③被保険者牛年月日: 年号は該当する番号を○で囲んでください。牛年月日は下図を参照しご記入ください。

⑤.昭和		年		月		日
7.平成 9.令和	6	3	0	5	0	3

⑥育児休業等終了年月日 : 育児休業を終了した日付をご記入ください。

⑦給与支給月及び報酬月額 : 支給月には、育児休業等終了日の翌日の属する月から3カ月をご記入ください。

「給与計算の基礎日数」には、月給者は暦日数、日給者は出勤日数等、給与支払の対象となった日数をご記入ください。

「給与計算の基礎日数」は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

「⑦通貨」には給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。 「①現物」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭 (通貨) 以外で支払われるものについてご記入ください。 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額 (食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その

他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。) 「②合計」には、「②通貨」と「①現物」の合計額をご記入ください。

⑧総計:「給与計算の基礎日数」が17日以上の月(「短時間労働者」の場合は11日以上の月)の「⑦②合計」を総計した金額をご記入

ください。

%「パート」の場合で3カ月の間に17日以上の月がない場合は、15日以上の月の「⑦@合計」を総計してください。

⑨平均額 :「⑧総計」で算出した金額を、「給与計算の基礎日数」が17日以上の月数 (「短時間労働者」の場合は、11日以上の月数)

で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨てしてください。 ※「パート」 の場合で3カ月の間に17日以上の月がない場合は、15日以上の月数で除してください。

⑩修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。

⑪従前標準報酬月額:従前の標準報酬月額をご記入ください。

②昇給降給: 昇給または降給のあった月を記入し、該当する昇給または降給の区分を〇で囲んでください。

⑬遡及支払額: 遡及分の支払があった月に支払われた遡及差額分をご記入ください。

・ 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。 育児休業等終了年月日の翌日が属する月から4か月目となります。

⑤給与締切日・支払日:給与締切日をご記入ください。給与締切日が月末の場合は、「末日」とご記入ください。

:給与支払日は、当月か翌月のどちらか該当するものを〇で囲み、支払日をご記入ください。

⑥月変該当の確認: 育児休業等を終了した翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していないことを確認してください。

引き続き産前産後休業を開始している場合、保険料免除が適用されるため、月額変更には該当しません。

## お知らせ -

・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国 又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。

・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。

東京証券業健康保険組合